

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	重油	大滝根山L P S－P 9 1 0 0 5		
		承 認	令和	4 年 2 月 1 5 日
		作 成	令和	4 年 2 月 1 5 日
		改 正	令和	7 年 2 月 1 7 日
			令和	年 月 日
		作成部 隊等名	第 2 7 警戒隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊中部航空警戒管制団第27警戒隊において使用する重油について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、C & L P S－Y 0 0 0 0 7 の 1.2 による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C & L P S－Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

D S P K 2 2 1 0 F 防衛省仕様書 重油

b) 法令等

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

c) 規格

J I S K 2 2 0 5 重油

1.4 納入場所

福島県双葉郡川内村大字上川内花の内6

航空自衛隊 大滝根山分屯基地（別図参照）

1.5 役務履行期間

役務履行期間は、調達要領指定書に示すとおりとする。

品名又は件名	重油
--------	----

2 製品に関する要求

製品の規格は、J I S K 2205に規定された重油とする。ただし、硫黄分は、
1. 0%以下とする。

3 品質保証

品質保証に係る検査は、J I S K 2205によるものとする。

4 納入条件

- a) 全高3.00m以内のタンクローリーによる納入とし、納入単位は15℃における容量を基準とする。
- b) 納期までの間の分割納入とし、契約後別途調整とする。

5 監督・検査

検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 その他の指示

6.1 秘密保全

- a) 契約相手方は、基地内において必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- c) 契約相手方はパソコン等により役務に関連するデータを扱う場合、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し、情報漏洩に万全を期するものとする。

6.2 提出書類

契約相手方は、D S P K 2210Fに規定された成績書等を作成し、納入時に提出するものとする。

6.3 その他必要な事項

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

品名又は件名	重油
--------	----

別図



調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	30003
	調達要求年月日	令和8年6月18日
	作 成 部 課	第27警戒隊
	作 成 年 月 日	令和8年6月18日
品 名	重油	
仕様書番号	大滝根山L P S - P 9 1 0 0 5	
指定事項：1.5 役務履行期間		
1.5 納入期限		
令和8年7月31日		

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の種類	内容による分類		装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類		共 通 仕 様 書	
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	調達品等一般共通仕様書		C & L P S - Y 0 0 0 0 7 - 2 8	
			大臣承認	昭和 年 月 日
			作成	昭和51年 5月15日
			改正	令和 3年 4月 1日
				令和 6年 3月21日
			作成部 隊等名	補 給 本 部

1 総則

1.1 適用範囲

適用範囲は、次による。

- この仕様書は、装備品等及び役務（以下，“調達品等”という。）を調達する場合に、調達品等の仕様書に規定する範囲内において、契約の相手方が実施する共通的要求事項を規定する。
- この仕様書に規定する内容と調達品等の仕様書に規定する内容とが相違する場合は、調達品等の仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。

1.2.1

仕様書

調達しようとする装備品等及び役務の仕様又は役務の内容を記載した文書

1.2.2

装備品等

防衛省設置法の第4条第1項第13号に規定する装備品等

1.2.3

役務

航空機機体定期修理（IRAN）、エンジンオーバーホール、装備品等の改造・修理等、整備技術利用、整備作業、建物その他の建造物等の軽微な修理、保管等

1.2.4

契約担当官等

契約担当官、分任契約担当官、契約担当官代理、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官代理及び支出負担行為担当官の代行機関

1.2.5

地方防衛局長等

北海道防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

防衛事務所長，舞鶴防衛事務所長，岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長

1.2.6

調達要求元

契約担当官等に対し装備品等及び役務の調達要求を行う者

1.2.7

監督官等

監督官及び検査官

1.2.8

国定規格

日本産業規格その他我が国で定めた標準規格

1.2.9

NDS (NATIONAL DEFENCE STANDARD)

防衛省規格

1.2.10

DSP (DEFENCE SPECIFICATION)

防衛省仕様書

1.2.11

物品番号 (STOCK NUMBER)

防衛省が定めた品目識別のための番号

1.2.12

部品番号 (PART NUMBER)

製造業者が，その生産品目に対してそれぞれ付与した番号

1.2.13

修復性品目 (R品目)

航空自衛隊物品目録管理資料表 (ASL—ML) により，修理区分“D”を含む性
価区分記号 (ERCコード) をもって示す品目

1.2.14

非修復性品目 (NR品目)

修復性品目 (R品目) 以外の品目

1.2.15

特定化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第2条第2～4項に定める特定化
学物質

1.2.16

放射性物質等

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の第2条第2項及び放射性
同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の第2条第2項に定める放射性物質
等

1.2.17

有害物質

大気汚染防止法の第2条第1項第3号及び水質汚濁防止法の第2条第2項第1号に
定める有害物質

1.2.18

初回試験

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

仕様の細部が確定している装備品等を調達するに当たり、当該装備品等の品質を確保するため、製造会社が初回に製造を行う装備品等について要求する試験

1.2.19

類別原資料

物品の管理補給業務を有効的確に実施するため、物品の特性（形状、構造、品質、性能等）を一定の基準に従って、分類、識別して当該物品に係る品目名、物品番号などの識別諸元を設定するための基礎資料を電子データで作成し、記憶媒体に保存又は電子メールでデータ送信したもの及び紙媒体に印刷したもの

1.2.20

類別引用資料

類別原資料を作成するに当たり引用した会社技術資料

1.2.21

取扱説明書

技術指令書（T O）草案、会社刊行技術資料及びカタログを総称していい、調達する装備品等の使用及び整備並びにこれに関連する補給支援、安全対策などについて記述した文書

1.2.22

承認用図面等

契約の相手方が仕様書に基づいて作成した装備品等の製作に必要な図面（文書、写真などを含む。）及び見本（模型を含む。）であって、契約担当官等の承認を受けるために提出したもの

1.2.23

承認図面等

所定の手続を経て契約担当官等の承認を受けた承認用図面及び承認用見本

1.2.24

技術変更提案（E C P）

装備品等の性能、安全性、信頼性、整備性、互換性、操作性、質量などに影響を及ぼす設計変更に関して当該装備品等の製造、修理等に係る業者が行う技術変更の提案

1.2.25

期限統制

D o D 4 1 4 0 . 2 7 - M を参照して、装備品等がキャリアリング（加硫）、組立、検査などを行った日から使用されるまでの間、品質が劣化するおそれのある特定の品目について、要求される特性を保証させるため最大の期間を設定すること

1.2.26

保管期限統制（SHELF LIFE CONTROL）

保管中に劣化又は発せいなどにより品質が低下するおそれのある次の品目について、キュアリング（加硫）、組立、受領検査などを行った日からその品目を本来の使用目的に支障なく使用し得る状態を維持するため、最大限の保管期間を指定し、これに伴う特定の検査、出荷などに関する業務統制

a) A C 品目

保管期限統制品目のうち、J . T . O . 0 0 - 2 0 K - 1 シリーズ第1部に定める品目

b) 期限付品目

保管期限統制品目のうち、J . T . O . 0 0 - 2 0 K - 1 シリーズ第2部に定め

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

る品目で、物品（衛材及び糧食を除く。）に有効期間又は有効期限が表示されており、有効期間又は有効期限が経過した場合に特定の検査等を必要としない品目

1.2.27

高圧ガス

高圧ガス保安法の第2条に定める高圧ガス

1.2.28

火工品

火薬類取締法の第2条第1項第3号に定める火工品

1.2.29

NCAGE（NATO製造者記号）

製造者、卸売り業者及び役務提供者を特定するため、NATOカタログ制度において定められた固有の記号

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS	P	0138	紙加工仕上寸法
NDS	C	0002	地上用電子機器通則
NDS	G	8101	金属部品表面処理通則
NDS	Z	8011	角形銘板
NDS	Z	8201	標準色
DoD	4140.27-M		Shelf Life Management Manual

b) 仕様書

DSP	Z	9004	技術変更提案書の様式
補本	LPS-K76035		技術指令書草案作成共通仕様書

c) 法令等

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）
 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）
 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）
 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
 装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）
 装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）
 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）
 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）
 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和 6 年防衛省訓令第 1 0 号）
 防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 2 7 年防衛装備庁訓令 2 5 号）
 防衛装備庁における特定防衛秘密の保護に関する訓令（平成 2 7 年防衛装備庁訓令 2 7 号）
 防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 2 6 号）
 装備品等類別実施細則（防管装第 2 4 6 3 号 1 8. 3. 2 7）
 類別業務処理要領（装装制第 7 1 2 7 号 3 1. 3. 2 9）
 航空自衛隊装備品等技術変更提案規則（昭和 4 6 年航空自衛隊達第 3 2 号）
 航空自衛隊物品管理補給手続（J A F R 1 2 5）

d) その他

J. T. O. O O - 2 0 K - 1 航空自衛隊保管期限統制

2 調達品等に関する要求

2.1 設計条件

調達品等の設計に当たっては、運用及び環境条件を考慮の上、調達品等が必要以上に複雑となることを避け、製作上最も経済的で、かつ、整備、修理などが簡便及び容易に実施できるように考慮する。

2.2 材料・部品

材料及び部品は、努めて D S P, N D S 及び国定規格を適用するものとし、これにより難しい場合は、外国政府・軍の規格及び仕様書の適用又は会社規格品を使用してもよい。

2.3 塗装

2.3.1 一般

一般は、次による。

a) 装備品等適用区分 装備品等の使用目的、使用環境、材質などを考慮の上、原則として次により行う。

1) 通信電子関係物品については、N D S C 0 0 0 2 による。

2) 通信電子関係物品以外については、N D S G 8 1 0 1 による。

b) 装備品等に適用する塗装色の色番号については、N D S Z 8 2 0 1 によるものとし、個別仕様書において指定する。

なお、N D S Z 8 2 0 1 の付表（標準色の種類）に示す基準値は、参考とする。

c) 輸入品、市販品及び部品は、原則として当該製造会社仕様による。

d) 材質、表面処理、性能等に影響を及ぼすため、塗装をしないほうが適当と認められる場合又は製造会社仕様を採用することが適当と認められる場合は、契約担当官等の承認を受ける。

2.3.2 色見本の作成要領

色見本の作成要領は、図 1 を基準とする。

2.4 製品の表示

製品の表示は、次により行う。

なお、契約の相手方が必要と認める表示については、官側の確認を得て、それに加えてもよい。

2.4.1 一般

一般は、次による。

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

- a) 表示は、装備品等の品質に影響を与えてはならない。
- b) 表示は、できるだけ外部から見やすい位置とする。
- c) 表示は、容易に剥離、欠落、退色、かすれ等により、文字が判別できなくなることをないようにする。
- d) 輸入品を納入する場合は、原則として輸入時の表示とする。
- e) 識別及び取扱い関連事項は、必ず表示する。
- f) 装備品等に表示することが困難なものについては、包装に表示することによりこれと代えてもよい。
- g) **表示の用字等** 表示の用字、書体などは、次によるほか、原則として **NDS Z 8011** による。
 - 1) ローマ字は、記号として用いてもよい。
 - 2) 常用漢字によっては、判読が困難と認められるものは、仮名又はローマ字を用いてもよい。
 - 3) 品名の文字は、調達品等の仕様書で特に規定されている場合を除き、仕様書の品名欄記載のとおりとする。

2.4.2 銘板

銘板は、**NDS Z 8011**によるほか、次のとおりとする。ただし、装備品等の形状により角形銘板を用いることが適当でない場合は、丸形、その他の形の銘板を用いてもよい。

なお、1種銘板については、次を追加する。

- a) 機器識別番号は、記載しない。
- b) 取得番号は、記載しない。
- c) 1種銘板の記載例は、**図2**のとおりとし、品名、物品番号、製造年月、製造業者名及び契約業者名は、必ず記載する。ただし、物品番号（ナショナル物品番号、NATO物品番号を含む。）が付与されていない場合は、物品番号は空欄とする。

防衛省			
品 名 ^{a)}			
物 品 番 号			
部 品 番 号 ^{b)}			
製 造 番 号 ^{c)}			
製 造 年 月			
製 造 業 者			
契 約 業 者 ^{d)}			

注記 従前の共通仕様書等に基づき、製造図面、承認図面等により既に銘板の記載項目が定められている場合は、従前の記載項目としてもよい。

注^{a)} 品名は、調達品等の仕様書で規定する品名とする。ただし、品名の付与時に当該品名が著しくそぐわない場合は、契約の相手方は、契約担当官等を通じて調達要求元の指示を受ける。

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

注^{b)} 部品番号は、調達品等の仕様書で規定する部品番号を記載する。ただし、部品番号のない装備品等は、形式番号又は仕様書番号（規格番号）を記載する。

注^{c)} 製造番号は、製造業者が製造時に付与した一連番号等を記載する。

注^{d)} 製造業者と契約業者が同一の場合は、契約業者名を省略する。

図 2－1 種銘板（例）

2.4.3 契約不適合の修補等請求期限の表示

契約不適合の修補等請求期限の表示は、次による。

a) 表示の対象品目 表示の対象品目は、次のとおりとする。

なお、契約不適合の修補等請求期限の表示の要否が不明な場合、又は装備品の形状等により記載例に従った表示を用いることが適当でないときは、契約担当官等を通じて調達要求元の指示を受ける。

1) 修復性品目

2) 非修復性品目のうち、概ね単価 10 万円以上で、かつ、品質性能が不安定で交換頻度が大なるものについて補給処長が選定した品目。

b) 表示要領 契約不適合の修補等請求期限の表示要領は、次のとおりとする。

修補等請求期限	○年○月又は○○時間
C P（又はD P）	○○会社

1) 修補等請求期限に年月を表示する場合は、装備品等の納入予定の翌月から（契約不適合の修補済装備品等の再度の修補等請求期限の年月を表示する場合は、修補済装備品等の納入予定の翌月から）起算し、仕様書又は契約条項に定める契約不適合の修補等請求期限（または再度の契約不適合の修補等請求期限）の満了の月を年月で記載する。

2) 修補等請求期限に時間を表示する場合は、仕様書又は契約条項に定める契約不適合の修補等請求対象時間を記載する。

3) 中央調達物品については、“C P” 補給処調達物品については、“D P” と記載する。

4) 会社名は、契約業者名を記載する。

2.4.4 特定化学物質・放射性物質等・有害物質の使用表示

特定化学物質、放射性物質等及び有害物質の使用表示は、次による。

a) 特定化学物質、放射性物質等及び有害物質（以下、“特定化学物質等”という。）を使用している単一部品及び当該単一部品を含む組部品、機器、装置などのそれぞれに対し、物品の形状及び大きさに応じ、容易に剝離、消滅などが生じない方法により、ラベル、スタンプなどを使用して図 3 により朱色をもって表示する。

b) 物品の状態により、a) の表示が不可能な場合は、当該物品の個装及び外装に a) の表示を行う。

c) 特定化学物質等を使用している装備品等の納入に当たっては、納品書の備考欄及び使用可能（合格）物品票の適宜の余白に“（特定化学物質等名）使用”と朱書する。

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

(特定化学物質等名)使用	又は	(特定化学物質等名)
(単一部品)		

(特定化学物質等名)	
本製品には、次の部品に (特定化学物質等名) が含まれています。	
品 名	
物品番号	
部品番号	

(組部品・機器・装置等)

図 3－特定化学物質・放射性物質等・有害物質の使用表示

2.4.5 静電破壊に弱い物品に対する表示

静電気によって損傷しやすい部品を使用している単一部品を含む組部品、機器及び装置に対し、物品の形状及び大きさに応じ、見やすい位置に容易に剥離、消滅などが生じないラベル、スタンプ、印刷等によって、図 4 により表示を行う。

区 分	標準表示内容	標準色	
		地	文字・シンボル
カード		－	黒 又は 白
製 品	最小 90 mm 警告  最小 8.5mm 最小 40 mm この装置には、静電気放電により損傷しやすいデバイスがある。取扱上、内部に手を触れる場合は、静電気対策の手順を用いること。	黄	黒 ただし、捺印・印刷等による場合は黒又は赤

注記 1 小型のカード又は製品で表示困難な場合は、縮小してもよい。

注記 2 カタログ製品には、カード欄を適用しない。

図 4－静電破壊に弱い物品に対する表示

2.4.6 高圧ガス・火工品の使用表示

高圧ガス及び火工品を使用している装備品等の納入に当たっては、納品書の備考欄及び使用可能(合格)物品票の適宜の余白に“高圧ガス使用”又は“火工品使用”と朱

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

書きする。

2.4.7 使用可能（合格）物品票

物品には、航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）第5章第3節に定める使用可能（合格）物品票を添付する。

なお、使用可能（合格）物品票の記載要領は、航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）によるほか、附属書Dのとおりとする。

2.4.8 AC品目及び期限付品目の表示

AC品目又は期限付品目の納入に当たっては、納品書の備考欄に“AC品目”又は“期限付品目”と記入するとともに、使用可能（合格）物品票のTOC（技術指令）記録欄及び共用前に要求された検査年月欄に必要事項（附属書D）を記入する。

3 品質保証

3.1 初回試験

3.1.1 初回試験実施願書等の提出・承認

契約の相手方は、初回試験の実施に先立ち、初回試験実施願書及び初回試験要領承認願書にそれぞれ関係書類を添付して、監督官等を経て契約担当官等に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に該当する場合は、初回試験実施願書の提出を省略してもよい。

- a) 個別仕様書で、初回試験を要求している品目。
- b) 個別仕様書の引用文書等で、初回試験を要求している品目。
- c) 技術変更提案の承認により、初回試験が要求されたとき。

3.1.2 初回試験の実施の省略

次に該当するものについては、試験の一部又は全部の実施を省略してもよい。この場合、3.1.1に基づき提出する書類にその旨記載しなければならない。

- a) 初回試験又はこれに類する試験が、既に国の機関又はこれに準ずる機関において実施され又は承認され、かつ、有効と認められるとき。
- b) 技術審査又は装備品等の研究開発に関する訓令に基づき試験が実施され、かつ、有効と認められるとき。

3.1.3 初回試験の完了の届出

初回試験を完了した場合は、初回試験完了届出書1部を監督官等の確認を得て、航空自衛隊補給本部長（技術課長気付）に提出しなければならない。

3.1.4 初回試験完了品目の変更の届出

初回試験を完了した品目について、その後、品名、部品番号、適用規格（仕様書及び図面を含む。）、材料、製造方法、会社名などに変更がある場合は、変更届出書3部を契約担当官等の承認を得て、航空自衛隊補給本部長（技術課長気付）に提出しなければならない。

3.1.5 再試験の実施

初回試験を完了した装備品等について、次の各号の一に該当し、かつ、再試験を実施する必要が認められる場合は、再試験を実施する。

- a) 装備品等の仕様書で要求された機能、性能等に影響を及ぼすような材料、製造方法等（工場移転を含む。）の変更を行った場合。
- b) 適用仕様書が修正又は改正され、装備品等の品質に関する要求条件が変更された場合。
- c) 製品の品質が維持されているかどうか再評価する必要がある場合。

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

3.1.6 初回試験完了品目の品質の維持

初回試験を完了した品目は、その後の製造において、常に一定の品質の維持に努めなければならない。

3.1.7 初回試験完了品目の資料維持

契約の相手方は、初回試験要領及び試験成果を整理保管しなければならない。

3.2 意図しない異常動作の回避措置の実施

契約の相手方は、納入する製品の構成に市販のOSがインストールされたコンピュータ等が含まれる場合は、次の項目を実施する。

- a) 製造中に設定した不要な環境パラメータの初期化
- b) 製造中に利用したアカウントの削除
- c) ウイルスチェック
- d) 不要なソフトウェアパッケージの削除

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 類別原資料

4.1.1.1 NCAGE（NATO製造者記号）の取得及び更新

a) NCAGEの取得

契約の相手方は、NCAGEを取得していない場合及びNCAGEを取得していない製造者の装備品等を納入する場合は、契約の相手方及びその製造者それぞれ類別原資料提出前に防衛装備庁ホームページ“防衛装備庁：NATOカタログ制度について”にアクセスし、NCAGEを取得する。

b) NCAGEの更新

契約の相手方は、NCAGEを既に取得しているが、既取得情報（会社名、所在地、電話番号等）に変更がある場合は、類別原資料提出前に前述の防衛装備庁ホームページにアクセスし、既取得情報を更新する。

4.1.1.2 類別原資料提出

契約の相手方は、装備品等に物品番号が付与されていない場合は、契約締結後、次により類別原資料を作成し、提出する。

また、表1に示す受領確認者（以下，“受領確認者”という。）と調整する前に調達要求元に必要の有無を確認する。

類別原資料の提出に当たっては、附属書Aに示す作成要領に基づき作成し、装備品等の納入2か月前までに提出する。

なお、附属書Aに示す作成要領等について、細部不明な点は受領確認者に確認する。

- a) 類別原資料は、類別引用資料及び類別原資料提出書（表2）を2部添付して、受領確認者の確認を受けた後に、表1に示す提出先に提出する。
- b) 契約の相手方は、類別原資料及び類別引用資料を提出する場合は、原則として行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第5条第2号イに該当する不開示情報を含めない。ただし、品目の特性上、やむを得ずそれらを含む場合は、その部分（全体）を明示して提出する。
なお、契約の相手方が製造者でない場合には、製造会社へ確認を行う。
- c) 契約の相手方は、類別原資料及び類別引用資料を提出する場合は、NATOカタログへの登録及びインターネット上での公開の可否を明示して提出する。
なお、契約の相手方が製造者でない場合には、製造会社へ確認を行う。

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

- d) 契約の相手方は、既取得のN C A G Eを記載して提出する。
- e) 提出後、類別原資料受領書（表 2）の交付を受け、契約担当官等に提出する。
- ） 類別原資料の提出に必要となる記憶媒体は、受領確認者と調整し契約の相手方が準備する。ただし、電子メールで提出した場合は、記憶媒体での提出は省略してもよい。

4.1.2 取扱説明書

契約の相手方は、表 3 に基づき技術指令書（T O）草案（版下），会社刊行技術資料又はカタログ（ただし、担当部担当課長又は情報処理部計画管理課長の事前承認を得たものに限る。）を作成提出し、契約締結後速やかに航空自衛隊補給本部計画部整備課長及び担当部担当課長又は情報処理部計画管理課長（以下，“各担当課長等”という。）と調整を行う。特に、技術指令書（T O）草案又は会社刊行技術資料を作成する場合にあっては、契約締結後 1 5 日以内に作成の全般計画，作成の内容の方針等について、各担当課長等と所要の調整を行う。

なお、技術指令書（T O）草案作成のための関係資料は、外部に流出することのないよう十分な管理の下に処理する。また、会社刊行技術資料又はカタログについて納入後変更した場合には、当該変更部分について、前回提出部との関連，変更理由などを明確にして、各担当課長等に提出し、内容，T O 番号等の確認を受ける。

4.1.3 特定化学物質等の資料

4.1.3.1 作成・提出等

特定化学物質等の資料は、2.4.4で表示をした部品などを使用した場合，次の資料 a)，b)は納期まで，c)は，納期 6 か月前までに作成・提出する。ただし，特定化学物質及び有害物質の資料は，既に提出された資料の内容に変更がない場合は，提出を省略する。

- a) 法令に基づく適正な管理及び処分を実施するための具体的な要領を示す資料。ただし，取扱説明書に含まれている場合は除く。
- b) 使用している物質の特性，使用量など及び法令との関係を示す資料。
- c) 放射性物質等の使用届及び許可の申請に関する資料。

4.1.3.2 提出先

特定化学物質等の資料は，中央調達にあっては航空自衛隊補給本部長（担当部長気付），地方調達にあっては調達要求元の航空自衛隊補給本部長（担当部長気付）又は航空自衛隊の補給処長（資材計画部長気付）に 1 部提出するとともに納入装備品等に 1 部添付する。

4.1.4 貴金属等管理資料

4.1.4.1 作成・提出等

作成，提出等は，次による。

- a) 契約の相手方は，装備品等に貴金属等が含まれている場合には，貴金属等含有対象品目管理資料表（表 C. 2）（以下，“管理資料表”という。）を用いて，貴金属等管理資料を作成する。
- b) 貴金属等管理資料は，納期までに調達要求元に 1 部提出するとともに納入装備品等に 1 部添付する。ただし，既に提出されており内容に変更などがない場合は，除く。

4.1.4.2 作成要領等

作成要領等は，次による。

- a) 作成要領は，附属書 C による。

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

- b) 管理資料表の作成において、細部不明な点がある場合は、調達要求元に確認し作成する。

4.2 官給品・貸付品・貸付文書

4.2.1 官給品

契約の相手方は、調達品等の仕様書で定める部品、材料等を希望する時期及び場所で官給を受けてもよい。この場合、契約の相手方は、契約担当官等に申し出て官給を受けるための必要な指示を受ける。

なお、官給の手続等は、航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）により行う。

4.2.2 貸付品・貸付文書

a) 貸付品

契約の相手方は、調達品等の仕様書で定める官側の保有する機器、工具、治工具等を希望する時期に、官側が指定する場所で貸付けを受けてもよい。この場合、契約の相手方は、契約担当官等に申し出て貸付けを受けるための必要な指示を受ける。

なお、貸付けの手続等は、航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）により行う。

b) 貸付文書

契約の相手方は、調達品等の仕様書で定める官側の保有する文書等を希望する時期に、官側が指定の場所で貸付けを受けてもよい。この場合、契約の相手方は、契約担当官等に申し出て貸付けを受けるための必要な指示を受ける。

4.3 承認用図面等

契約の相手方は、調達品等の仕様書で承認用図面等の提出を要求された場合は、契約担当官等の定める承認用図面等の作成要領等に基づき作成の上、契約担当官等に提出し承認を受ける。ただし、既に承認されており、その内容に変更がない場合は省略する。

4.4 装備品等不具合報告（UR）対策

契約の相手方は、装備品等不具合報告（UR）に基づく不具合対策の調査及び検討を契約担当官等を通じて依頼された場合は、調査及び検討を行い対策案などの資料を作成し提出しなければならない。ただし、特別の事由により実施が困難な場合は、契約担当官等を通じて調達要求元に申し出る。

4.5 秘密保全

契約の相手方は、特別防衛秘密、特定秘密又は秘密の文書、図面等の取扱いあるいは、物品の製造、保管などを行う場合には、特別防衛秘密の保護に関する訓令、特定秘密の保護に関する訓令又は秘密保全に関する訓令及び装備品等秘密の指定等に関する訓令並びに防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

なお、複製等が必要な場合は、契約担当官等に申し出て承認を得た上でなければならない。

4.6 安全管理

契約の相手方は、飛行試験の実施又は危険物（火薬類、放射性同位元素類、毒物、劇薬など）及び高圧ガスの製造、取扱い並びに公害の発生するおそれのあるものの取扱いについて、法で定められたものは、それに基づき、その他のものは、適用仕様書

表1－類別原資料提出先等

調達区分	提 出 先	受 領 確 認 者
中央調達	補給本部長 (情報処理部長気付)	補給本部 情報処理部類別標準課長
地方調達 ^{a)}	航空自衛隊第〇^{b)}補給処長 (保管部長気付)	第〇^{b)}補給処保管部品質統制課長
注^{a)} 補給処調達であっても、補給本部の調達要求に係るものの提出先及び受領確認者は、中央調達と同じにする。 注^{b)} 〇は契約した補給処を示す。		

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

表 2－類別原資料提出書の様式

<u>類別原資料提出書</u>				
(提出先)		年 月 日 ^{a)}		
殿		住 所 : 会 社 名 : 代表者名 :		
下記契約に係る類別原資料を提出します。				
記				
1 契約内容 (1) 認証番号 (契約番号) (2) 契約品名 (3) 契約年月日 (4) 納期				
2 類別原資料提出内訳表				
項目 番号	調達要求番号 (統制番号)	品 名	部品番号	備考
3 本資料の情報公開法に基づく開示 (可 ・ 否) ^{b)} 4 NATOカタログへ類別情報の登録・公開 (可 ・ 否) ^{c)} 5 NCAGE (○○○○, ○○○○, ○○○○) ^{d)}				
<u>類別原資料受領書</u>				No. _____
類別原資料を受領した。				
年 月 日 ^{a)} (受領者官職・氏名)				
注記 契約の相手方が製造者でない場合は、3及び4の項目について製造会社へ確認を行う。 注^{a)} 和暦とする。 注^{b)} 不開示及び部分開示の場合は、細部その理由について別紙(様式適宜)を添付する。 注^{c)} 本資料にNATOカタログに登録・公開できない情報がある場合、当該箇所及び理由を明示した内訳表を添付(様式適宜)する。 注^{d)} 既取得のNCAGEを記載する。				

表 3－取扱説明書の作成・提出

項 目	区 分	納入装備品に 添付する部数			別途提出する部数等		作成要領
		初回	2回目 以降	初回	2回目 以降		
						提出先	
1	会社刊行技術資料 又はカタログ	2	2 ^{a)}	4	0 ^{b)}	第4補給処 木更津支処長	1 作成要領は、 附属書B によるほか、製造会社仕様による。 2 既に刊行の取扱説明書がある場合で、その作成要領が 附属書B の規定に合致しないときは、各担当課長等と調整の上、指示を受ける。 3 木更津支処提出に当たっては、各担当課長等と調整の上、 表4 の会社刊行技術資料作成に関する調整票を作成し、添付する。 4 著作権に関しては、 補本LPS-K76035 による。
2	電子データ ^{c)} (版下)	0	0	1			種類及び内容は、 表5 を基準とし、作成要領は、次によるほか、細部は、各担当課長等と調整の上、指示を受ける。 1 型式別作成要領 (1) 操縦指令、操作指令及び整備指令等・補本LPS-K76035による。 (2) 操縦者用チェック・リスト・・・補本LPS-K76035による。 (3) 検査要項、ワーク・カード・・・補本LPS-K76035による。 (4) 作業単位コード・・・補本LPS-K76035による。 2 文章の印字・・・補本LPS-K76035による。 3 図及び写真・・・補本LPS-K76035による。 4 通信電子関係装備品等については、オーバーホール指令及び検査要領は、個別仕様書に規定された場合のみ作成する。
	技術指令書 (TO草案)				0 ^{d)}	補給本部長 (各担当部長気付)	
	原稿 (写し)	1	0	2			
注 ^{a)} 事前に各担当課長等の審査（前回提出分も提示。）を受けた後、添付する。 注 ^{b)} 2回目以降は初回の既納部数を基準として提出するものとし、前回提出分との関連等を明確にする。 既納部数については、各担当課長等と調整の上、指示を受ける。 注 ^{c)} 電子媒体（CD又はDVD）に保存し、最新の定義ファイルに更新されたウイルス対策ソフトにより、コンピューターウイルスの感染がないことを確認し、提出する。 ファイル形式、解像度及びその他の細部については、各担当課長等と調整の上、指示を受ける。 電子データは、頁の表又は裏面が白紙の場合、白紙頁として含める。 注 ^{d)} 2回目以降において変更のある場合は、変更頁の裏頁を含め、版下1部、写し2部を提出し、既提出分との変更箇所を明確にする。							

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

表 4－会社刊行技術資料作成に関する調整票の様式

会社刊行技術資料作成に関する調整票								
この調整票は、関連文書に基づき納入する会社刊行技術資料の作成に関する事前調整覚え書きとし、会社が作成し、官が確認して第 4 補給処木更津支処納入時の検査に用いる。								
調整票 作成年月日 ^{a)}	年 月 日	保存期間	年度 3 年	仕様書伺合議年度No.				
調整者職氏名				T O 仮番号				
会社等名		担任部課（要求元）			付与年月日			
					計画部整備課 技術図書班 年 月 日			
調達要求番号	契約番号		契約年月日		契約品名			
契約品型式番号等		数量	提出期限 ^{a)}			提出先		
		BK	年 月 日			木更津支処		
調整事項								
No.	T O 仮番号	版型式	媒体	Pub. No.	活字等	発行年月日	図面	写真
特記事項：この欄に記す他、この調整票の内容を適宜、別紙、別表としてもよい。）								
作成要領（C&LPS-Y00007の4.1.2、表 3 及び附属書 B による。）								
1 記述体系 (1)解説及び主要諸元 (2)作動原理 (3)操作 (4)整備 (5)特殊工具及び試験機器 (6)保管及び出荷準備 (7)部品表 (8)その他								
2 構成 目次、本文、図、表								
3 記述要領 見出し								
関連文書 ^{b)} ：調達品等一般共通仕様書（C&LPS-Y00007）								

注^{a)} 和暦とする。

注^{b)} 契約に適用する個別仕様書についても記載する。

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

表5-1 技術指令書（TO）草案の種類・内容
表5-2 技術指令書（TO）草案の種類・内容

種類	操作指令（-1）	整備指令（-2）	オーバーホール指令（-3）	部品目録（-4）	検査要項（-6）
内	1 序文	1 序文	1 序文	1 序文	1 序文
	2 解説	2 解説及び主要諸元	2 解説及び主要諸元	2 区分別組立部品表	2 検査実施計画
	3 使用準備	3 使用、保管及び出荷準備	3 試験機器及び特殊工具	3 部品番号順索引	3 機能試験
	4 操作	4 試験機器及び特殊工具	4 取り外し及び分解	4 回路記号対照表	4 整備作業
	5 緊急操作	5 作動原理	5 清掃		5 清掃、検査及び注油
容		6 装備、機器間の関連	6 検査、限界表、修理及び交換		
		7 点検及び故障探求	7 サブアセンブリ、構成部品及び 附属品の組立		
		8 主要構成部品ごとの整備	8 最終組立及び試験		
			9 装置としての試験		

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

表 6－技術変更提案書添付書類の作成要領

番号	添付書類の区分	作成要領
1	提案までの経緯書	提案の根拠、背景、内容、理由等について分かりやすく記載する。
2	仕様書の変更にに関する意見書	契約仕様書及び同仕様書の一部をなしている関連文書のうち変更を必要とする項目、内容等について記載する。
3	変更される部分等の一覧表	変更される全ての部品等の名称、部品番号、数量、当該部品等の処置、追加等を必要とする部品等の名称、部品番号、数量など部品等に関する事項を上位レベルから世代順に分かりやすく努めて表形式で記載する。数量については、親部品当たりの所要量及び主品目当たりの所要量に区分して増減を明記する。複数の主品目にまたがる場合は、それぞれに区分して記載する。
4	関連装備品等に対する影響に関する意見書	関連装備品等への影響について関連装備品等の関連会社と調整し、関連装備品等に影響する場合には、関連会社の意見書（表 7）を添付する。
5	技術的立証のために行った社内試験等の成果等	技術変更の技術的立証のために行った社内試験等の成果等の概要について記載する。
6	確認試験実施要領書	技術変更の技術的立証の必要性から行う試験のうち、契約の相手方においては、実施が困難な試験について表 8 の様式により作成する。
7	既納品に対する適用等に関する意見書	提案書の提出に先立って補給本部担当部と調整の上記載する。既納品に対する適用を必要とする場合には、適用装備品等の一連番号、部隊等実施の可否、必要部品、見積工数など変更の実施に必要な事項を記載し、T C T O 草案を添付する。 なお、提案書に添付できない事情があり別途提出する場合は、その旨を記載する。既納品に対する適用を必要としない場合もその理由を記載する。また、装備品等間の整合に関わる一連の提案を適用するに当たり、運用上適用順位を考慮する必要がある場合には、その旨特に明記する。
8	技術指令書等の制定又は改正に関する意見書	技術変更に伴う技術指令書、取扱説明書等の改正の要否について記載する。制定又は改定を要する場合には、当該改正等の案を添付する。提案書に添付できない事情があり別途提出する場合には、その旨記載する。
9	初回試験等の要否に関する意見書	技術変更を適用する部品等について、初回試験、その他の試験（同一の契約相手方が製造する 2 号機以降の製品について変更のない限り省略できるとされている製品試験等）の実施の有無及び変更後の部品等（追加部品等を含む。）について実施する初回試験等の概要とその手続について記載する。
10	物品番号の付与・変更に関する意見書	提案の採用に伴い、物品番号の付与・変更を要すると考えられる場合は、その旨を記載し、提出する。
11	その他	上記のほか、技術変更提案に関する補足事項等があれば、別紙として作成する。

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

表 7－意見書の様式

年 月 日	
意 見 書	
関連装備品等 に係る会社名 代 表 者 名 所 在 地 電 話 番 号	
技術変更提案番号 ^{a)} 提 案 件 名 ^{a)} 提 案 会 社 名 ^{a)}	
上記技術変更提案に対する意見等	
1	関連装備品等の名称，部品番号，物品番号等
2	変更の適否，理由，時期等
3	変更を要する部品及び構成品の内容 ^{b)}
4	所見 ^{c)}
注 ^{a)} 協議を受けるもとになった技術変更提案について記入する。 注 ^{b)} 変更を要する部品等の名称，部品番号，範囲等について記入する。 注 ^{c)} 協議を受けるもとになった技術変更提案に対する意見，提案の前提等について記入する。	

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

表 8－確認試験実施要領書の様式

確認試験実施要領書	
試 験 名 称	
技術変更提案番号	
技術変更提案の件名	
試 験 場 所	
品 名	
会 社 名	
添付書類：確認試験計画	

品 名	調達品等一般共通仕様書
-----	-------------

単位 mm

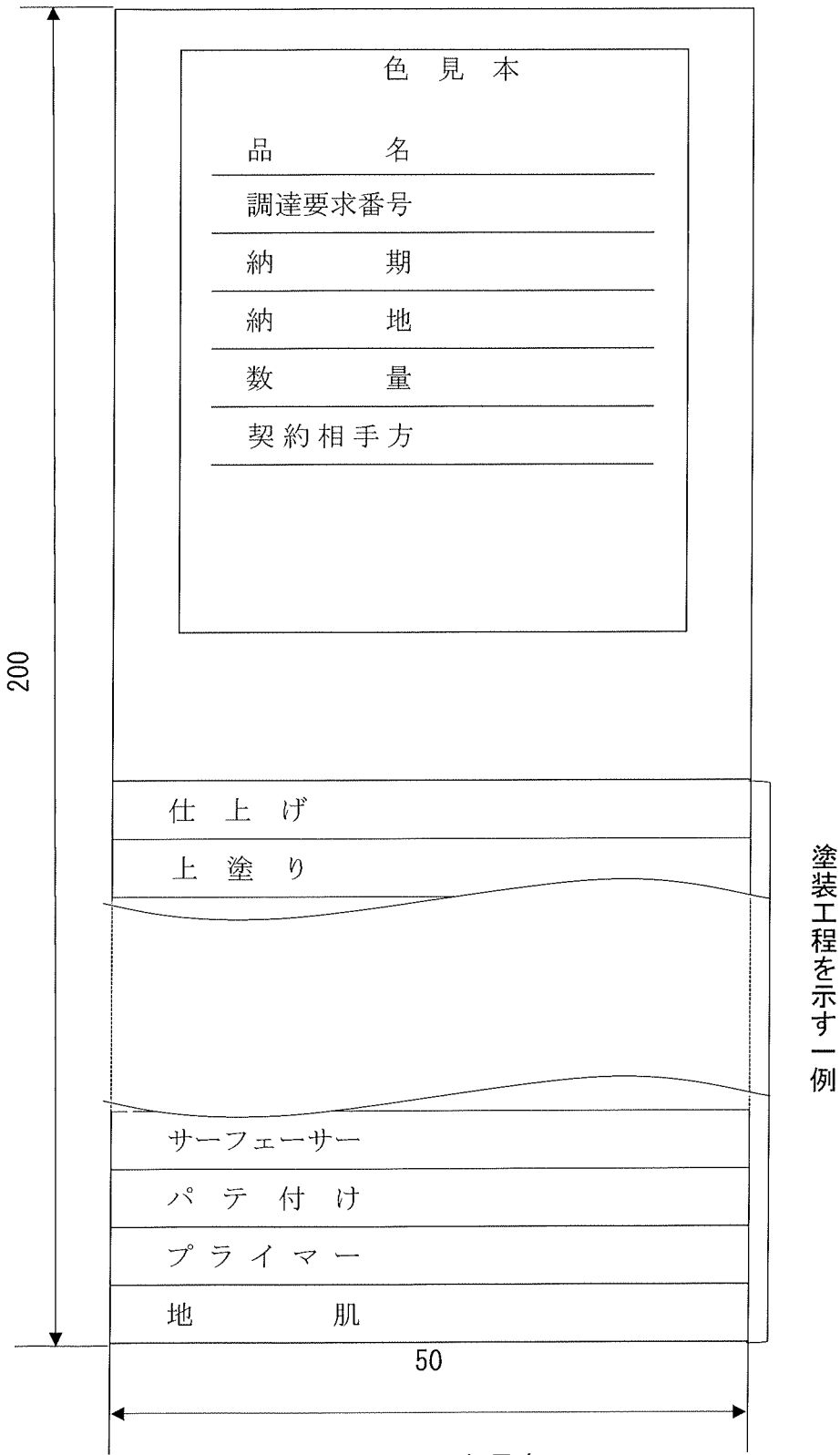


図 1 ー 色 見 本

注記 寸法は、基準とする

附属書 A
(規定)
類別原資料作成要領

A.1 用語及び定義

この作成要領において用いる用語及び定義は、この仕様書によるほか、装備品等の類別に関する訓令、装備品等類別実施細則及び類別業務処理要領による。

A.2 類別原資料の作成に使用する主な資料

A.2.1 連邦指定品名索引 (H 6)

連邦カタログ制度で指定された指定品名がアルファベット順に記載され、かつ指定品名の定義、品目名コード、連邦品目識別基準番号及び分類区分が記載されているもの。

A.2.2 品目識別基準 (I I G)

N A T Oカタログ制度において定められている品目識別のための基準をいい、品目識別のための標準要求項目及び特性要求項目を定めるとともに、要求項目に対する回答要領を記述したもの。

A.2.3 製造者記号索引 (H 4)

製造者の名称、所在地及び製造者記号を記載したもの。

A.2.4 分類区分表

装備品等類別実施細則の別冊で示した表をいい、大分類区分及び小分類区分をそれぞれ分類区分の番号順に記述したもの。

A.3 類別原資料の作成手順

類別原資料の作成手順は、図 A. 1 に示すとおりとする。

A.4 類別原資料の作成

A.4.1 類別原資料各欄の作成要領

類別原資料各欄の作成要領は、表 A. 1 による。

A.4.2 使用する文字・分離記号等

A.4.2.1 使用する文字

使用する文字は、図 A. 2 に従い記憶する。英字を用いる場合には、大文字により記憶し、回答に日本語を用いることが適切であると認められる場合には、ローマ字に変換して記憶する。

A.4.2.2 分離記号

回答を I I G に定めるコードにより記憶する場合には、それぞれの M R C に対する回答の最終文字の次に分離記号 “*” と最終 M R C に対する回答の最終文字の分離記号 “**” をそれぞれ記憶する。

A.4.2.3 各行の配列・字配り

各行の配列及び字配りは、図 A. 2 による。

A.4.3 略号・記号等の使用方法

類別原資料において使用する略号、記号等は、次による。

- a) 日本産業規格及び防衛省規格において定められている略号、記号等。
- b) 類別原資料において使用する数字は、アラビア数字とする。
- c) 参考番号又は略号及び記号の中に類別業務処理要領で示す文字・記号が含まれている場合は、これをそのまま使用する。

表 A. 1 ー 類別原資料の作成要領

項 目	作 成 要 領
作 成 年 月 日	類別原資料の作成年月日を記憶する。
機 関 等 (会 社 名)	品目を契約した会社名及び類別原資料の作成を担当した部門の部課等の名称及び電話番号を記憶する。
部 課 係 (T E L)	
T O 番 号	類別原資料を作成する当該装備品の部品番号が記載されている技術指令書番号および分解図番号 (F i g No.) を記憶する。
調達要求番号 (統制番号)	当該品目の契約書に記載されている, 調達要求番号 (統制番号) を記憶する。
製 造 者 記 号	品目の準拠となる仕様書等又は規格を管理している製造者等を表す記号を記憶する。
参 考 番 号	製造者の付与する番号又は記号を記憶する。
F S C	品目に該当する分類番号を分類区分表から選定して記憶する。
I I G	適用した I I G の番号を記憶する。
I N C (品目名コード)	適用した指定品名に対応する品目名コードを記憶する。
品 目 名	品目に該当する品名を記憶する。
回 答 欄	適用した I I G 回答例に準じて, M R C に対応する特性を記憶する。この場合, テーブルNo. を異にする複数の回答コードを使用するときは, 回答コード間にハイフン (-) を挿入しなければならない。 なお, 回答は, 生文 (原文で記憶したもの) で記憶することができる。この場合の記憶要領は, 図 A. 2 による。
説 明 書 の 添 付	回答欄に記憶した内容について, 説明書を添付する。(様式適宜)

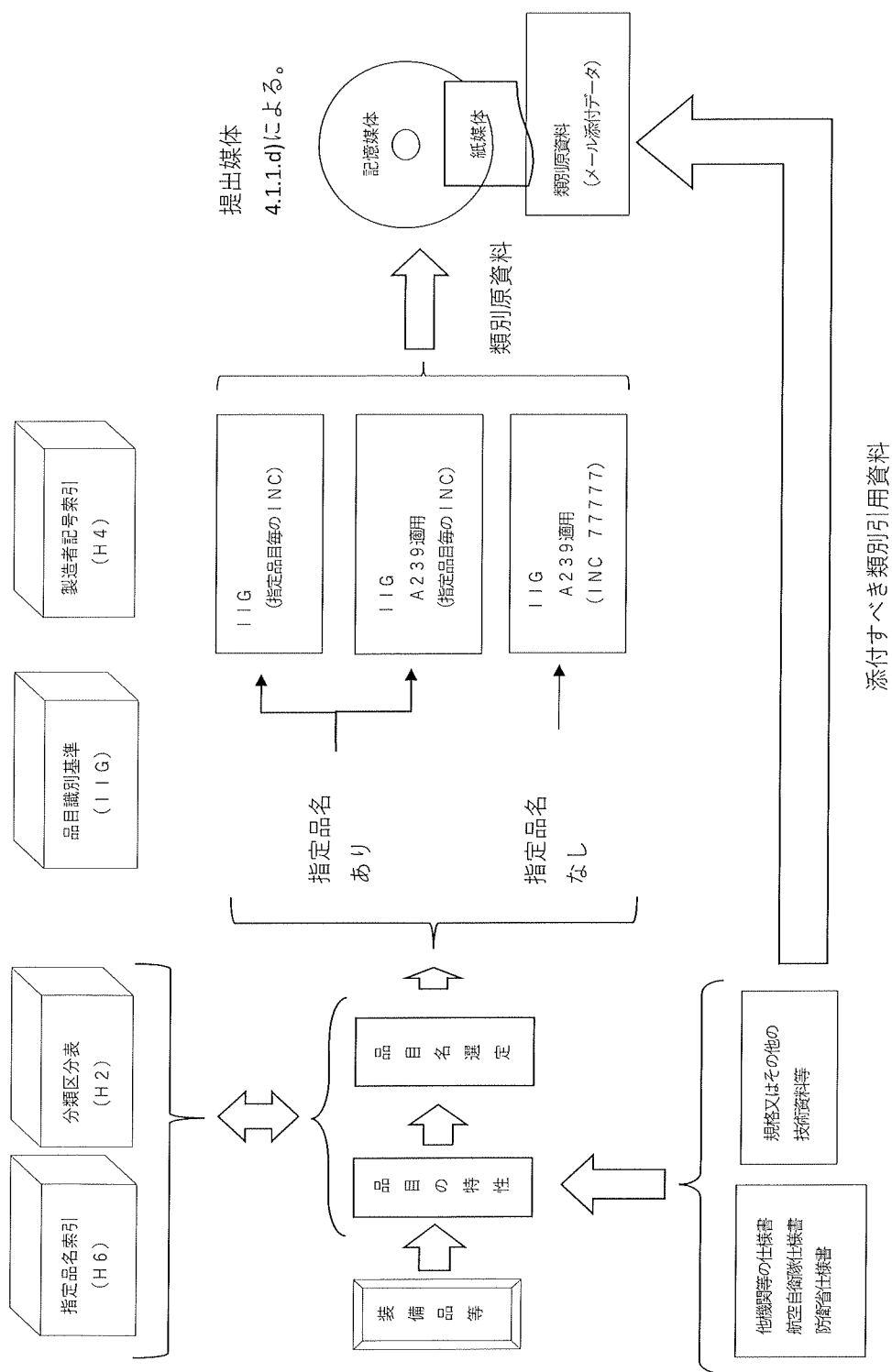


図 A. 1 ―類別原資料の作成手順

(エクセルファイル)

[ヘッダ部]
[作成情報]
作成年月日=2023/06/12
機関等（会社名）=〇〇電機株式会社通信機製作所
部課係（TEL）=電波部特機課（06-XXXX-XXXX）
[根拠]
TO番号=JT011B29-3-102-1 FIG5-3
調達要求番号=3-05-2002-014E-LP-0014
[参考番号部]
製造者記号=J8135
参考番号=TMC-1604-H12.5
[品目情報]
F S C=5930
I I G=A053A0
I N C=00406
品目名=SWITCH, PUSH
(空白とする。)
[回答部]
回答=NAMED00406*
回答=AAQLL33K*
回答=ADAQJL-A@17.2*
回答=ADATJL-A@18.9*
回答=ADAUJL-A@48.5*
回答=AFCGA1*
回答=AFUQL13*
回答=AFGKJL-A@15.2*
回答=AFUSJL-A@12.5*
回答=AFUTJL-A@20.1*
回答=AFVADBL0000¥¥DWH0000*
回答=TTQYJAAM@15*
回答=AKNADAH*
回答=AGAVGPATRIOT GUIDED MISSILE**
回答=
回答=
回答=
回答=

図 A. 2 - 類別原資料（記憶媒体）作成例

附属書 B
(規定)
取扱説明書作成要領

B.1 記述体系

次を参考とし、必要な項目について記述する。

- a) **解説・主要諸元** 概要及び用途，構成及び概要¹⁾，主要諸元²⁾³⁾，関連機器及び補助器材。
- b) **作動原理** 序文，作動原理⁴⁾。
- c) **操作** 受領（開こん）時の取扱い，使用前準備，操作（運転）方法及び緊急操作。
- d) **整備** 計画整備（定期点検，法令・規則等に基づく点検，調整及び試験要領，分解及び組立要領，清掃，給油，給脂²⁾），計画外整備（故障探究²⁾，故障時の整備要領）
- e) **特殊工具・試験機器** 特殊工具（部隊整備に必要とする名称等），試験機器²⁾。
- f) **保管・出荷準備** 序文（目的，内容等），据付（設置場所，注意事項，要領等），保管又は格納防せい処理，注意事項，出荷準備（移動又は輸送時における注意事項等，包装，こん包等）。
- g) **部品表** 使用法，略語の説明，他社製品の業者名，分解図等，部品表（例参照）
- h) **その他** a)～g) 以外の取扱上必要な事項⁵⁾。

注¹⁾ 姿図等，写真でもよい。

注²⁾ 表形式でもよい。

注³⁾ 主要機能だけでもよい。

注⁴⁾ 作動原理，系統図，回路図，結線図等で示してもよい。

注⁵⁾ 禁止事項，注意事項などは，関係当該箇所に記載する。

例 部品表

索引 (見出し) No.	形名，部品番号 又は規格	品名等	数量	製造者名及 びその形名	摘要

B.2 構成

原則として硬質表紙，目次，本文，図，表などから構成する。

B.3 様式

B.3.1 大きさ

大きさは，原則として J I S P 0 1 3 8 の A 列 4 番とする。

B.3.2 印刷等

印刷は，ワープロソフト等による処理とする。

B.4 記述要領

B.4.1 一般的注意事項

一般的注意事項は，次による。

- a) 簡単明瞭で漏れがなく，誤解を生じるおそれがない。
- b) 印象深く簡潔な表現に努めるとともに，文章は，理解しやすくする。
- c) 装備品等の品名は，通常使われている品名を使用する。ただし，部品表で使用する名称は，主品名を冒頭にもってくる類別用語とする。

B.4.2 細部要領

B.4.2.1 図・表等

図、表等は、次による。

- a) 図及び表は、鮮明でなければならない（青写真及び手書きによる図及び表は、使用してはならない。）。
- b) 写真は、鮮明、かつ、明確なコントラストのものとし、原則として手札判とする。
- c) 図及び表は、理解が容易なもので、誤りを生じるおそれのないものでなければならない。

B.4.2.2 見出し

各項目には、原則として見出しを付ける。

附属書 C
(規定)
貴金属等管理資料作成要領

C.1 対象範囲

金 (A u) , 銀 (A g) , 白金 (P t) , パラジウム (P d) , マグネシウム (M g) , コバルト (C o) , マンガン (M n) , モリブデン (M o) , チタニウム (T i) , バナジウム (V) , タングステン (W) , 水銀 (H g) , アルミニウム (A l) , 銅 (C u) , 鉛 (P b) , クロム (C r) , 鉄 (F e) , ニッケル (N i) , 磁石 (M a) , 真鍮及びステンレスとする。

C.2 記入方法

黒字のタイプ打ち, 黒色インクなどにより記入する。

C.3 記入要領等

記入要領等は, 表 C. 1 及び表 C. 2 による。

表 C. 1 - 記入要領

番号	欄 名 称	記 入 要 領
1	調達要求番号	調達要求番号を記入する。
2	契 約 番 号	契約番号を記入する。
3	受 領 確 認 者	要求元の受領確認者は審査後, 記入する。
4	作 成 担 当 者	管理資料表を作成した者の氏名を記入する。
5	項 目 番 号	一連番号を記入する。
6	物 品 番 号 (部品番号)	該当する部品の物品番号及び部品番号を記入する。 ただし, 部品の親子関係を明示する必要がある場合は, 親部品の次に項目番号を記入することなく小部品を記入する。
7	品 名	類別用語による品名を記入する。
8	材料区分記号	記入しない。
9	単 位	記入しない。
10	単 価	記入しない。
11	基 準 質 量	一物品単位当たりの基準量を示す必要がある場合に記入する。
12	含有量 (量)	貴金属等の合金で含有率 (量) を示す必要がある場合は, 元素記号と百分率 (量) で記入する。 例 A u-20%, A g-40%, A u-0.02 g
13	売 却 区 分	記入しない。
14	A P P L	適用器材の型式番号を記入する。
15	T O & F i g NO.	部品等の取付位置等を示す T O 又は取扱説明書の番号及び索引番号を記入する。
16	備 考	上記以外の必要事項を記入する。

表 C. 2 一貴金属等含有対象品目管理資料表

調達要求番号	
契約番号	

受領確認者		作成担当者	
月日	氏名	月日	氏名

貴金属等含有対象品目管理資料表

項目番号	物品番号 (部品番号)	品名	材料区分記号	単位	単価	基準質量	含有率 (量)	売却区分	APPL	TO&F i g N o	備考

注記 様式は、基準とする。

附属書 D
(規定)
使用可能（合格）物品票

D.1 様式

使用可能（合格）物品票の様式は、図 D. 1 を基準とし、荷札型又は貼付型を使用する。

D.2 記載要領

D.2.1 全般

物品票の記載は、タイプライタで印字又はボールペン等の油性インクを使用する。当該記載事項の訂正は、横 2 線で抹消の上、訂正者が誰であるかわかる方法で処理を行う。

なお、特定化学物質等、高圧ガス及び火工品を使用している物品の場合は、物品票の適宜の余白に“高圧ガス使用”，“火工品使用”又は“(特定化学物質等名)使用”と朱書する。

D.2.2 各項目

各項目の記載要領は、図 D. 1 による。

 TOC (技術指令) 記録	d)	使用可能 (合格) 物品票 a)			
		物品番号 b)		ERC c)	
		品名、形式 b)			
		一連番号 f)	数量 b)	単位 b)	部隊名又は製造業者名 g)
		供用前に要求された検査年月 j)		梱包番号 k)	検査スタンプ p)
		項目番号 l)	作業命令又は契約番号 m)		
		日付 n)	検査係 o)		

荷札型

使用可能 (合格) 物品票 a)				
物品番号 b)		ERC c)		
品名・型式 b)		部品番号 b)		修補等請求期限 d)
APPL h)	TOC (技術指令) 記録 e)		単価 i)	
一連番号 f)		数量 b)	単位 b)	部隊名又は製造業者名 g)
使用前に要求された検査年月日 j)		梱包番号 k)		検査スタンプ p)
項目番号 l)	作業命令又は契約番号 m)			
日付 n)	検査係 o)			

貼付型

注 a) 使用可能 (合格) 物品票欄の右側は、包装のレベルを記入する。

注 b) 物品番号、品名・型式、部品番号 (貼付型)、数量及び単位の各欄については、それぞれの該当事項を記入する。ただし、荷札型の物品番号欄には、部品番号を併記する。

なお、一つの物品として識別されるもの (セット、キット、グループ、組部品等をいう。) が、個々の構成品等ごとに包装、納品が行われる場合においては当該物品としての識別事項を記入するものとし、要すれば個々の構成品等の識別事項をそれぞれ接尾するか、又は括弧で囲んで併記する。

注 c) ERC 欄は、空欄とする。

図 D.1—使用可能 (合格) 物品票

- 注^{d)} T O C (技術指令) 記録 (荷札型) 欄の下欄又は修補等請求期限欄は、契約条項に定める修補等請求期限を和暦により記入する。
 例 令和2年12月の場合、“2.12”
- 注^{e)} T O C (技術指令) 記録欄は、当該物品がA C 品目又は期限付品目である場合は、当該物品に適用されるT O 番号を記入する。ただし、T C T O による改修等を実施した場合は、当該T C T O 番号を記入する。
 なお、A C 品目及び期限付品目以外の品目は、契約に基づき実施した改修等のT C T O 番号を記入する。
- 注^{f)} 一連番号欄は、当該物品が一連番号を有するとき、当該一連番号を記入する。
- 注^{g)} 部隊名又は製造業者名欄は、製造業者名を記入する。ただし、契約の相手方と製造業者が異なる場合は、製造業者名及び契約の相手方名を記入する。輸入品の調達の場合は、契約の相手方名だけを記入する。
- 注^{h)} A P P L (貼付型) 欄は、空欄とする。
- 注ⁱ⁾ 単価欄 (貼付型) は、空欄とする。
- 注^{j)} 供用前に要求された検査年月欄は、次による。
- 1) A C 品目又は期限付品目以外は、空欄とする。
 - 2) A C 品目の開始年月の書き方について
 縦線で3等分し、左の区画にA C 開始年月を、中央の区画に最新の再検査実施年月を、右の区画に次の再検査年月を記入する。
 なお、年月は、暦年を示す和暦の2桁の数字と月を示す1桁の数字又は記号とを、ダッシュ“－”で結んだ4桁で表示する。この場合において、10月は“X”，11月は“Y”，12月は“Z”の各記号を使用する。
 例1 令和2年1月の場合，“02－1”
 例2 令和13年12月の場合，“13－Z”
 - 3) 期限付品目の統制開始年月等の書き方について
 縦線で2等分し、左の区画に期限付統制開始年月を、右の区画に有効期限（最終保管期限，開梱後の有効期限又は装着後の有効期限）をそれぞれ記入する。
 なお、年月の記載は2)のとおり。
- | | 左の区画 | 右の区画 |
|----|------|------|
| 例1 | 02－X | 05－Y |
| 例2 | 開梱時 | 3年 |
| 例3 | 装着時 | 3年 |
- 注^{k)} 梱包番号欄は、通常、記入しない。ただし、同一品目が2以上の梱包からなる場合は、当該物品の梱包数を分数方式（3梱包のときは1/3，2/3，3/3の例）で表す梱包番号を記入する。
- 注^{l)} 項目番号欄は、調達品目表に示された当該物品の項目番号を記入する。（適用される場合だけ）
- 注^{m)} 作業命令又は契約番号欄は、中央調達の場合は、調達要求番号を記入し、地方調達の場合は、契約番号を記入する。
- 注ⁿ⁾ 日付欄は、当該物品の検査完了日を記入する。
 例 令和2年12月1日の場合は，“2.12.1”
- 注^{o)} 検査係欄は、物品票を取り付けた責任者（当該物品の品質を保証できる製造会社等の検査責任者）の記名を行う。
- 注^{p)} 検査スタンプ欄は、検査官等の検印を押印する。

図D.1－使用可能（合格）物品票（続き）

防衛省仕様書

重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P

K 2210F

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

種 類		物 品 番 号	納入区分	注 記
特 種	1 号	9140-299-0191-5	バルク	硫黄分を除き、J I S K 2205 の 1 種 (A 重油) 1 号のもの。
		9140-422-1089-5	ドラム	
	2 号	9140-299-0192-5	バルク	
1 種	1 号	9140-299-0163-5	バルク	J I S K 2205 の 1 種 (A 重油) 1 号のもの。
		9140-419-9913-5	ドラム	
	2 号	9140-412-4648-5	バルク	硫黄分を除き、J I S K 2205 の 1 種 (A 重油) 2 号のもの。
		9140-419-9914-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種 1 号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2205 重油

J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律 (昭和 51 年法律第 88 号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種 1 号及び特種 2 号は、J I S K 2205 の 1 種 (A 重油) 1 号による。ただし、硫黄分は、特種 1 号については 0. 1% 以下、特種 2 号については 0. 3% 以下とする。

防衛省仕様書改正票

重 油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P
K 2210F(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2210F(重油)についてのものであり、D S P K 2210F(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2210Fと併用される。

1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に
改める。

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

2.

K 2210F

- b) 1種1号は, J I S K 2205の1種(A重油)1号による。
- c) 1種2号は, J I S K 2205の1種(A重油)2号による。ただし, 硫黄分は, 1. 0%以下とする。

3 品質保証

検査は, J I S K 2205によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1002に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0001による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15℃における容量(L)とする。ただし, パルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2249により, 密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は, 次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。